

大洲市の人事行政の運営等の状況

大洲市の人事行政の運営等の状況を次のとおりお知らせします。

- 1 職員の任免および職員数の状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限・懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉および利益の保護状況
- 8 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 9 不利益処分に関する不服申立ての状況
- 10 職員からの苦情の処理の状況

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (H22.4.1現在)

		職員数		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成21年度	平成22年度		
一般行政部門	議会	6	5	△1	事務の統廃合による減
	総務	100	95	△5	事務の統廃合による減
	税務	28	27	△1	事務の統廃合による減
	民生	199	188	△11	事務の統廃合による減 欠員不補充
	衛生	28	28		
	労働				
	農水	43	42	△1	事務の統廃合による減
	商工	9	9		
	土木	64	60	△4	事務の統廃合による減
	小計	477	454	△23	
	特別部門	教育	101	93	△8
小計	101	93	△8		
公会計企業等	病院	178	179	1	薬剤師補充
水道	15	15			
下水道	8	7	△1	事務の統廃合による減	
その他	35	36	1	介護保険業務における 看護師の増	
小計	236	237	1		
合計	814	784	△30		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H22.3.31)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成20年度 人件費率
平成21年度	48,811人	245億5,491万円	16億6,766万円	47億9,043万円	19.5%	21.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを除きます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数A	給与			1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	
平成22年度	549人	20億5,986万円	2億9,390万円	8億918万円	576万円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は、6月補正予算に計上された額です。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員の採用・退職などの状況 (H21.4.2~H22.4.1)

職種	退職			計	採用
	定年退職	勧奨退職	その他		
事務職	18	5	2	25人	5人
技師					
保育所保育士	3	3		6	
施設保育士・指導員など					
栄養士					
保健師・助産師					
司書・学芸員		1		1	
教育公務員					
技能労務職	3	1		4	
医師			2	2	2
看護師	1	1	1	3	3
医療技術職			1	1	2
計	25	11	6	42	12

(2) 職層別構成 (H22.4.1現在)

職種	職員数(人)
事務職	372
技師	37
保育所保育士	80
施設保育士・指導員など	23
栄養士	7
保健師・助産師	30
司書・学芸員	5
教育公務員	20
技能労務職	51
医師	14
看護師	118
医療技術職	27
計	784

(3) 昇任・昇格および降任の状況 (H21.4.2~H22.4.1)

職名	昇任・昇格人数	降任人数
部長	4	
副部長	1	
課長	10	
主任幹事	1	
課長補佐	7	
主任専門員		
専門員	15	
係長	19	
総括主査など		
主査	17	
主事など	21	
計	95	

人事行政の運営等の状況

区分	大洲市			国		
退職手当 (H22.4.1 現在)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年			(支給率) 自己都合 勤奨・定年		
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%) 1人当たり平均支給額 20,785千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族6,500円、配偶者のない職員の扶養親族1人目11,000円、一定の年齢の扶養親族1人につき5,000円を加算。	同	
住居手当	借家居住者…家賃と12,000円の差額が11,000円に達するまでその差額を支給(支給限度額27,000円) 持家居住者…3,500円	異	持家居住者について、3,500円を支給(国は不支給)
通勤手当	通勤距離片道2km以上 交通機関利用…普通運賃相当額 交通用具利用 2km以上 …… 2,000円 5km以上 …… 4,100円 10km以上 …… 6,500円 15km以上 …… 8,900円 20km以上 …… 11,300円 25km以上 …… 13,700円 ~ 24,500円	同	

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (H22.4.1現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大洲市	319,312円	368,324円	43.3歳	280,194円	299,467円	49.3歳
国	325,579円	395,666円	41.9歳	284,514円	322,291円	49.3歳

(4) 職員の初任給の状況 (H22.4.1現在)

区分	大 洲 市		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	180,600円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	145,900円

(注) 初任給は、試験の結果に基づいて採用された場合の額です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (H22.4.1現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	246,070円	288,400円	332,950円
	高校卒	200,800円	244,600円	297,100円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (H22.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 総括主査	専 門 員	課 長 補 佐 主任専門員	課 長	部 長 副 部 長	
職員数	24人	55人	124人	55人	58人	41人	12人	369人
構成比	6.5%	14.9%	33.6%	14.9%	15.7%	11.1%	3.3%	100.0%

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(7) 特別職の報酬などの状況 (H22.4.1現在)

区分	給料、報酬などの月額
給料	市 副 市長 847,800円(10%減額後) 市 副 市長 657,900円(10%減額後)
報酬	議 副 議長 447,500円(5%減額後) 議 副 議長 363,900円(3%減額後) 議 副 議長 340,500円(3%減額後)
期末手当	市 副 市長 (21年度支給割合) 3.1月分
	議 副 議長 (21年度支給割合) 3.1月分
退職手当	市 副 市長 (算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 100分の46 (支給時期) 任期毎に支給 市 副 市長 給料月額 × 在職月数 × 100分の27 任期毎に支給

(8) 職員手当の状況

区分	大洲市	国
期末手当	1人当たりの平均支給額(21年度) 1,376千円	—
	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤奨手当 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤奨手当 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分
	(21年度支給割合) 役職加算 5~15%	(21年度支給割合) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%
勤奨手当	職制上の段階、職務の級などによる加算措置	職制上の段階、職務の級などによる加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (H22.4.1現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	60分	土・日曜日

(注) 勤務所によっては、始業、終業、週休日が異なる場合があります。

(2) 主な特別休暇など

種類	休暇の概要、取得の要件など	取得可能日数など
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日)
有給休暇	病欠休暇	負傷または疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合 ・公務災害・通勤災害の場合は必要と認められる期間 ・結核性疾患については、1年、その他の負傷または疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 公民権の行使：必要と認められる期間 産前休暇：8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に産産の日まで 産後休暇：出産後8週間 忌引：父母の場合7日など 結婚休暇：連続する5日 夏期休暇：3日 短期介護休暇：5日
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 介護を必要とする一連の連続する状態ごとに、連続する6月の期間内

人事行政の運営等の状況

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の(実施)状況

研修区分	研修種別	研修内容など	研修期間(日)	受講者(人)	
自主研修	新規採用職員研修		2	11	
	階層別研修	課長補佐・専門員研修	1	130	
	自己啓発研修	通信教育	-	3	
	人権同和教育研修		-	全職員	
	職場検討会		-	全職員	
	人事評価制度導入前研修	評価者研修、職員説明会	1	576	
	保育士等研修		1	191	
委託研修	自治大学校		61	1	
	市町村職員中央研修所		8	3	
	愛媛県研修所	市町課長研修		2	1
		市町中堅職員研修		5	6
		市町係長研修		4	3
専門研修			2~3	8	

(2) 勤務成績の評定の状況

所属長による部下職員の勤務実績の評定を年1回行い、昇任、昇格、配置換などに活用している。

7 職員の福祉および利益の保護状況

(1) 健康診断

一般定期健康診断受診者	372人
人間ドック受診者	424人

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

区分	認定件数
公務災害	3
通勤災害	0

(3) 福利厚生制度に係る負担

共済組合への負担金
 愛媛県市町村職員共済組合 …………… 887,045千円
 公立学校共済組合 …………… 33,558千円
 愛媛県市町村職員互助会への負担金 …… 5,714千円

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第1号および大洲市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づき、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する要求を審査、判定し、必要な措置を執る。

(2) 種別、件数について……………該当なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第2号および大洲市職員の不利益処分に関する審査に関する規則に基づき、職員に対する不利益な処分について不服申立てに対する採決または決定をする。

(2) 種別、件数について……………該当なし

10 職員からの苦情の処理の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第3号に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の申出および相談に対し、助言などを行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

(2) 種別、件数について……………該当なし

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A 日	総取得日数 B 日	全対象職員数 C 人	平均取得日数 B/C 日	消化率 B/A %
16,697	3,830	420	9.1	22.9

(注) 対象職員数は、教育委員会・病院などに勤務する職員を除いています。

(4) 育児休業および部分休業の取得者数

育児休業取得者数	部分休業取得者数
18人	3人
17人	1人

(注) 上段は、平成21年度に新たに育児休業を取得した者、下段は、平成20年度から平成21年度にかけて引き続き取得している者の数

4 職員の分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (人)

処分事由	処分の種類				
	降任	免職	休職	降給	失職
勤務実績が 地公法第28条 第1項第1号 地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号			1		
必要な適格性を 地公法第28条 第1項第3号 欠く場合					
職制・定数の改 地公法第28条 第1項第4号 廃、予算の減少 により廃職・過 員を生じた場合					
刑事事件に関し 地公法第28条 第2項第2号 起訴された場合					
地公法第28条第4項により失職した者					

(2) 懲戒処分者数 (人)

処分事由	処分の種類			
	戒告	減給	停職	免職
法令に違反 地公法第29条 第1項第1号 した場合	1			
職務上の義務に 地公法第29条 第1項第2号 違反し、または職 務を怠った場合				
全体の奉仕者たる 地公法第29条 第1項第3号 にふさわしくない非 行のあった場合		1		

5 職員のサービスの状況

(1) 服務規律の遵守に関する取り組みの状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員の服務規律の遵守に努めている。

(2) 病気休暇の取得状況 (人)

病気休暇 取得者数	期間		
	1月未満	1月以上	2月以上
40	29	6	5

こんにちは市長です

こんにちは 市長です

No. 3



第3回 囲碁の教え

私をはじめ碁石を持ったのは20歳ごろのことです。碁のルールは簡単で、上下左右の4つの方向が相手の石にはさまれると取られてしまいます。そのほか、同じ形で石を取り合うときには、一手違うところに打たなければならぬという、コウというルールがありますが、ルールはそれだけで、将棋のように駒の動きを覚える必要もありません。このような簡単なルールですが、19路×19路のどこに置いてもよいという自由さのために、かえってどこに置けば良いか迷ってしまいがちです。人生も同じで、学校を卒業してどのような職業に就くか、どのような学校へ進学するかを悩んだときに、人生に対する大きな夢のようなものがなければ、途方にくれることもあります。親の職業を継ぐためや、車

や電車が好きだからと、小さなころからの夢を実現するために進路を選ぶこともあるでしょう。碁でも、最初に何もない盤面を見つめてこれからの大きな夢を作り出します。しかし、相手のあることなので、夢がそのまま現実になることはほとんどありません。ただ、何回かは大きな岐路が訪れます。確実に地をとる堅実路線か、中央に夢を追いかけるロマン路線かなどの選択です。碁を打っていて気づくのですが、自分の都合を中心に考えていては、なかなか勝てないものです。石を頑張るって取ったときには、逆に形勢が悪くなることも多々あります。かといって、切れるところを切らないと、相手に好きに打ち進められます。

そのような経験の中で気づいたことは、碁は一手一手交代に打つものですが、相手の石より少しだけでも効率のよい手を打っていけば、いつかは勝利につながるということ。人生においても、他人より少しでも努力を積み重ねていくことで人生の成功につながっていきます。また、盤面に石が少ない間は、いろいろな場所へ石を打つことも多いものです。明確にこの石がどのように役立つかは分かりませんが、将来の可能性の大きそうなところへ石を置き、それを生かすように進めていきます。大洲市の行政も同じような進め方が必要でないかと思っています。行政は、碁盤のように大きさは決まっていますが、将来を考えれば、可能性のあるところに種をまき、それを育て続けることが重要です。目の前の課題だけにとらわれず、碁で言う大局観を大事にし、地域の資源を生かし、地域の資源を育てて活力ある夢のある大洲を作り上げたいと思います。

大洲のがんばる企業紹介⑤

本市には、より良い製品づくりを目指して研究・開発に取り組む企業が多く立地しています。これら企業は、市民の暮らしを支え、市の活性化にも大きく寄与しています。このコーナーでは頑張る市内企業の事業活動や事業展開を紹介していきます。

くみあい食品工業(株)

HPアドレス：<http://www.ozusuihoutan.jp/>

◇所在地 大洲市春賀

◇電話 26-1311

～食を通じて文化を拓く～

特に県内でも約5割の生産量を誇る大洲喜多の栗を使った商品は好評で、その種類は多岐にわたり、和菓子や洋菓子などの加工品をはじめ、学校給食や病院食などさまざまな分野で利用されており、栗の国内加工分野ではトップクラスの会社であると自負しています。現在は、大洲の豊富な食材を、より多くの人に食べたいだけできるようにと、市内食品製造メーカーとのコラボレーションにより、一般消費者向けの商品開発にも力を入れています。今後も、常に安全で品質の高い商品をお届けし、皆様に信頼され愛されるメーカーとして歩んでまいりたいと願っています。

当社は、J A愛媛たいき(当時J A大洲)を母体として昭和62年に設立されました。社会に奉仕する食品メーカーとして誠意と信頼をモットーに、新鮮な山の幸を原料とした「漬物」、「栗」、「惣菜」、「冷凍食品」などの農産物加工食品の製造開発を行っています。地域農業の振興を目指し、「地産地消」はもとより、「地産他消」により販路を拡大し、今では全国(沖縄を除く)に商品を販売できるまでにになりました。



厳選した栗を使った高級和菓子



多様な栗加工品